

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2026年 4 月 3 日

【会社名】 天龍製鋸株式会社

【英訳名】 Tenryu Saw Mfg. Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大石 高 彰

【本店の所在の場所】 静岡県袋井市浅羽3711番地

【電話番号】 0538-23-6111（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役 鈴木 達 志

【最寄りの連絡場所】 静岡県袋井市浅羽3711番地

【電話番号】 0538-23-6111（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役 鈴木 達 志

【縦覧に供する場所】 天龍製鋸株式会社東京支店  
(千葉県習志野市谷津 7 丁目 7 番21号)

天龍製鋸株式会社大阪支店  
(大阪府東大阪市川中 3 番35号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注) 上記の天龍製鋸株式会社東京支店は、金融商品取引所の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

## 1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

2026年3月18日～2026年3月24日

(2) 当該事象の内容

当社の連結子会社4社から剰余金の配当を受領いたしました。

連結子会社名	受取配当金額
TENRYU AMERICA, INC.	3,215,000米ドル(約500百万円)(注)1
TENRYU EUROPE GMBH	52,965.58ユーロ(約10百万円)(注)2
天龍製鋸(中国)有限公司	1,500百万円
天龍製鋸(大連)有限公司	100百万円

(注)1 1米ドル=155.83円で換算しております。上記の配当金額は、直近レートで円換算した概算金額であり、実際の受領金額と異なる可能性があります。

(注)2 1ユーロ=183.46円で換算しております。上記の配当金額は、直近レートで円換算した概算金額であり、実際の受領金額と異なる可能性があります。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、当社の2026年3月期の個別決算において、受取配当金2,110百万円を営業外収益に計上いたします。なお、連結子会社からの配当金であるため、2026年3月期の連結業績に与える影響はありません。

以上